

能代市国土利用計画

平成21年12月
能代市

目 次

前 文	1
1 市土の利用に関する基本構想	2
(1) 市土利用の基本方針	2
(2) 地域類型別の市土利用の基本方向	5
(3) 利用区分別の市土利用の基本方向	6
2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	9
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	11
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	15
(1) 公共の福祉の優先	15
(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用	15
(3) 地域整備施策の推進	15
(4) 市土の保全と安全性の確保	15
(5) 環境の保全と美しい市土の形成	16
(6) 土地利用転換の適正化	17
(7) 土地の有効利用の促進	18
(8) 多様な主体の参画・連携	19
(9) 土地に関する調査の推進及び計画の点検	19

前 文

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第2条に定められた国土利用の基本理念に即して、同法第8条の規定に基づき定める能代市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関する計画であり、全国計画、秋田県国土利用計画と併せて、国土利用計画体系を構成するものである。

1 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針

市土の利用は、市土が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本市には、世界自然遺産白神山地に連なる山々をはじめ、日本海、米代川、小友沼等の水辺空間、風の松原、きみまち阪県立自然公園、七座山、日本一高い天然秋田杉等の豊かな自然資源や檜山安東氏城館跡、杉沢台遺跡、伝統芸能等の貴重な文化資源がある。さらに、これまで築き上げてきた木材産業、農業等の産業基盤や重要港湾能代港（リサイクルポート）、日本海沿岸東北自動車道等の交通基盤等将来の地域発展の素材や基盤となる多くの地域資源がある。

人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷等厳しい現実を直視し、能代市総合計画におけるまちの将来像の実現をめざして、貴重な自然・文化を「次代へつなげる市土利用」、地域資源を「活力につなげる市土利用」、市民生活の「安全と安心の市土利用」という観点を基本に、市土利用の質的向上を推進する必要がある。

また、市土の地域特性に応じた有効利用と適切な維持管理及び質的向上を図ること、さらに土地需要の量的な調整が必要な場合においては、市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとに再利用を図りながら、合意形成のもとに土地利用転換を行うこと、多様な主体が市土管理に参画する取組を促進すること等、市土利用を総合的にマネジメントすることによって、市土をよりよい状態で次世代に引き継ぐ「持続可能な市土管理」を行うことが重要となる。

① 市土利用の質的向上

ア 次代へつなげる市土利用

緑豊かな山林や海岸砂防林、清らかな河川、生物の多様性等、本市の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、経済活動や日常生活に伴う環境負荷の低減や都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、優れた自然の維持・保全・再生等により、自然環境と調和した土地利用を図る。

さらに、豊かな自然や風土の中から生まれた貴重な史跡、固有の伝統文化等の文化資源を次世代へ受け継いでいくため、その基盤となる地域環境の維持のための適正な土地利用を図る。

また、ゆとりある都市環境の形成、農山村地域における豊かな水と緑の環境保全等、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた安らぎのある快適な空間や自然とのふれあいの空間等の保全・形成に努める。

イ 活力につなげる市土利用

本市においては人口減少、少子高齢化、地域経済の低迷、厳しい雇用情勢等を踏まえ、若者の定住に結びつく産業創出と雇用確保を最優先課題としていることから、秋田県北部エコタウン計画、重要港湾能代港（リサイクルポート）、高速道路を活用した資源リサイクル産業の創出、バイオマス関連産業の創出、農産物の産地化、様々な地域資源を活用した産業の創出等や関連企業の立地につなげる土地利用を進める。

また、能代山本地域の生活圏や広域観光の中心都市として、人が集まり、交流が活発化することによりにぎわいや経済効果を生み出せるよう、市の発展に寄与するという観点から、地域の特性を活かした適正で効果的な土地利用を進める。

ウ 安全と安心の市土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な市土の利用を行うことを基本として、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や気候変動の影響への適応も踏まえ、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備え、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフライン対策を進めるとともに、河川の管理、農用地や農業水利施設の適正な管理保全、森林の市土保全機能の向上及び災害が想定される地域の安全性の向上等を図ることにより、それぞれの段階で市土の安全性向上をめざす。

また、交通安全、防犯、水道、生活排水、衛生、緑化等の生活環境の整備、機能的で利用しやすい道路整備や交通ネットワークの形成等により、快適で暮らしやすい住環境整備をめざす。

② 市土の有効利用と土地需要の量的調整

ア 効果的な都市的土地利用

一般道路や宅地等の都市的土地利用については、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、都市機能の集約、効率化を図るとともに、計画的に生活や交流の場にふさわしい街並みの形成を図る。

イ 自然的土地利用の適正な保全

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化への対応、自然循環システムや生物の多様性の確保等に配慮しながら、農林業等の生産活動やゆとりある人間環境の場としての役割を踏まえ、耕作放棄地等の対応も含めて、適正な保全、利用を図る。

ウ 計画的な土地利用転換

森林、原野、農用地、宅地等各利用区分相互間の土地利用の転換については、その不可逆性や転換が自然のさまざまな循環や景観に影響を与えること等にかんがみ、利用区分内における低未利用地の利用促進を図ること等により、農用地や森林を含む自然的土地利用の都市的土地利用への転換を抑制することを基本とする。

③ 市土地利用の総合的なマネジメント

市街地及び市街地に準じた活用を図る地域（以下「市街地等」という。）における土地利用の高度化と農山村地域における農用地や森林等の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用促進とともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和のある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえながら、市土の有効かつ適切な利用に配慮する。これらの方針を踏まえつつ、総合的に市の発展に寄与する場合には、柔軟な土地利用を進める。

また、土地利用にかかる地域の創意工夫による取組を促進しつつ、それぞれの地域が、それぞれの機能に応じて、市全体の中で必要な役割が担えるよう、地域間の連携に配慮する。

さらに、市等による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、地域住民やボランティアによる植林活動や農業水利施設の維持等、直接的な市土管理への参加のほか、市内で生産されたものを市内で消費する地産地消の推進や緑化活動への募金等、間接的に市土管理につながる取組等、多様な主体の参画・連携を促進していく。

(2) 地域類型別の市土地利用の基本方向

市街地等、農山村地域、自然維持地域の市土地利用の基本方向は次のとおりとする。なお、地域類型別の市土地利用にあたっては、相互の関係性があることから、各地域類型を個別にとらえるだけではなく、相互の機能分担、交流・連携等、地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

① 市街地等

市街地等の中心部においては、居住人口が減少しつつあることから、郊外拡散型の開発に伴うインフラの追加的整備を抑制し、環境への負荷を低減させるため、街なか居住を促進し、高齢者にとっても暮らしやすい都市の形成を図る必要がある。また、地域活性化のため、整備された都市空間を市民や外来者が集う場として有効に活用する必要がある。

このため、市街地等の中心部においては、都市機能の集約や交通の利便性の確保、安全で快適な歩行空間の整備、土地の有効利用を促進し、居住人口の確保とあわせて市内外からの交流人口の増加によるにぎわい創出を図る。

また、市街地等の全体を通じて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置し、新たな土地需要についてはその機能に沿った土地利用や低未利用地への誘導を図る。

② 農山村地域

農山村地域については、生活及び生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観等公益的機能を有する市民共有の財産であるという認識のもと、地域の特性を踏まえた良好な生活環境の整備とともに、多様なニーズに対応した農林水産業の展開や地域産業の振興、地域資源を活かした産業創出等による就業機会の確保等により、集落機能の維持・再生を図り、健全な地域社会を築く。

このような対応のなかで、優良農用地、森林及び沿岸域を保全、確保するとともに、地域住民等を含む多様な主体の参画等により資源の適切な管理を図る。そのうえで、総合的に地域特性を活かすことによって市の発展に寄与する場合には、柔軟な土地利用を進める。

③ 自然維持地域

本市は、世界自然遺産である白神山地をはじめ、日本海、米代川、小友沼等の水辺空間、七座山、日本一高い天然秋田杉等、豊かな自然に囲まれた地域であり、優れた自然の風景地も多く、野生生物の生息・生育空間としての役割も担っている。これらの自然を、次世代へ引き継ぐかけがえのない市民の財産として、適正に保全していくため、市街地等、農山村地域との適切な関係の構築を図り、市民の自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図る。

(3) 利用区分別の市土地利用の基本方向

利用区分別の市土地利用の基本方向は次のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「次代へつなげる市土地利用」「活力につなげる市土地利用」「安全と安心の市土地利用」といった横断的な観点に十分留意する必要がある。

① 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、地産地消、地域ブランドの確立、担い手の育成・確保等に取り組みながら、国内の農産物の長期的な需要動向も考慮し、農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。また、国土保全等農業の有する多面的機能の維持増進を図るとともに、環境への負荷の低減に考慮した農業生産の推進を図る。

② 森林

森林については、木材生産をはじめとした経済的機能のみならず、森林の持つ多面的機能を享受しつつ、森林資源の循環利用に取り組み、次世代へ豊かな状態で継承していくことができるよう、多様で健全な森林の整備と保全を図る。

また、市街地等周辺の森林については、人々が憩う貴重な自然とのふれあいの場として保全及び活用を図るとともに、農山村地域集落周辺の森林については、地域の活性化や市民の多様なニーズに配慮しながら、適正な利用を図る。

原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する自然環境の保全を図るべき森林については、次世代へ引き継ぐ財産として、適正な維持・管理を図る。

③ 原野

原野のうち湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点からその保全を図る。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能を踏まえ、適正な利用を図る。

④ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面、河川及び水路の整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境やうるおいのある水辺環境等多様な機能の維持・向上を図る。

⑤ 道路

道路のうち、一般道路については、それぞれの地域が自然的、社会的特性を活かした機能を分担し、不足する機能を相互に補完するための交通物流の重要な基盤となるものであり、地域間の交流・連携を促進し、市土の有効利用を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理等を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備にあたっては、道路の安全性、快適性の向上や生活道路としての利便性ととも、環境の保全に配慮する。また、広域的な道路網については、地域経済活性化のため効果が最大限に活かせるよう整備促進する。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

農道及び林道の整備にあたっては、自然環境の保全に十分に配慮する。

⑥ 住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、四季を通じて快適な居住環境の形成を図る。

また、気候・風土や歴史・文化を活かした地域づくりに配慮するとともに、災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な市土利用を図る。

⑦ 工業用地

工業用地については、環境の保全等に配慮するとともに、工場の立地動向と産業構造の変化等に対応しながら、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活性化をめざして、交通基盤や地域特性を活かした工場立地、工業振興に必要な用地の確保に努める。

⑧ その他の宅地

事務所・店舗等その他の宅地については、土地利用の高度化、低未利用地の有効利用、市街地等の中心部における交流人口の増加、商業の活性化、良好な環境の形成に配慮しながら、経済活動のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設等については、市の発展への寄与を考慮し、都市構造への広域的影響や地域の合意形成、周辺地域の土地利用等を踏まえて適正に対応する。

⑨ 公用・公共用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、社会福祉施設等の公共施設の用地については、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、公有地の有効利用を基本とし、新たな用地の確保が必要な場合は、立地環境に配慮する。

施設の整備が必要となった場合は、耐震性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から既存の建物の再生利用や街なか立地に配慮する。あわせて、既存施設の有効利用や多機能化による整備目的の実現についても検討する。

⑩ レクリエーション用地

レクリエーション用地については、人々の価値観の多様化や市内外との交流の活発化、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りながら、地域の振興等を総合的に勘案したうえで、計画的な整備と既存用地の有効利用を促進する。

また、森林や河川等についても、市民が自然と親しむ余暇活用の中としての利用を図る。

⑪ 低未利用地

低未利用地のうち、市街地等の低未利用地は、居住用地、事業用地、公共施設用地等としての再利用を図り、農山村地域の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接・間接的な参加を促進することにより、農用地等としての活用を図るなど、それぞれの地域の状況に応じて積極的に有効利用の促進を図る。

⑫ 海岸及び沿岸域

沿岸域については、漁業、レクリエーション及び海上交通等の多様な利用が考えられることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しながら、長期的視点に立った総合的な利用を図る。

この場合、環境の保全と親水性に配慮し、また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全や漂着ゴミ対策に努め、海岸の保全と適正な利用の確保を図る。

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

① 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は平成31年とし、基準年次は平成19年とする。

② 人口及び世帯数

人口及び世帯数については、計画の目標年次である平成31年において、人口53,000人、世帯数23,000世帯と推計する。

③ 市土の利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分及び市街地とする。

④ 規模の目標の設定方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と推移についての調査に基づき、将来推計人口及び需要動向を勘案して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとする。

⑤ 目標年次の規模の目標

市土利用の基本構想に基づく、平成31年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分	基準年次 平成19年	目標年次 平成31年	構 成 比		伸 び
			平成19年	平成31年	31年/19年
農 用 地	ha 7,883	ha 7,797	% 18.4	% 18.2	% 98.9
農 地	7,696	7,615	18.0	17.8	98.9
採草放牧地	187	182	0.4	0.4	97.3
森 林	25,078	25,003	58.8	58.5	99.7
原 野	841	839	2.0	2.0	99.8
水面・河川・水路	1,615	1,629	3.8	3.8	100.9
道 路	1,453	1,570	3.4	3.7	108.1
宅 地	1,714	1,776	4.0	4.2	103.6
住 宅 地	878	891	2.1	2.1	101.5
工 業 用 地	233	258	0.5	0.6	110.7
その他の宅地	603	627	1.4	1.5	104.0
そ の 他	4,090	4,112	9.6	9.6	100.5
合 計	42,674	42,726	100.0	100.0	100.1
市 街 地	574	574	—	—	100.0

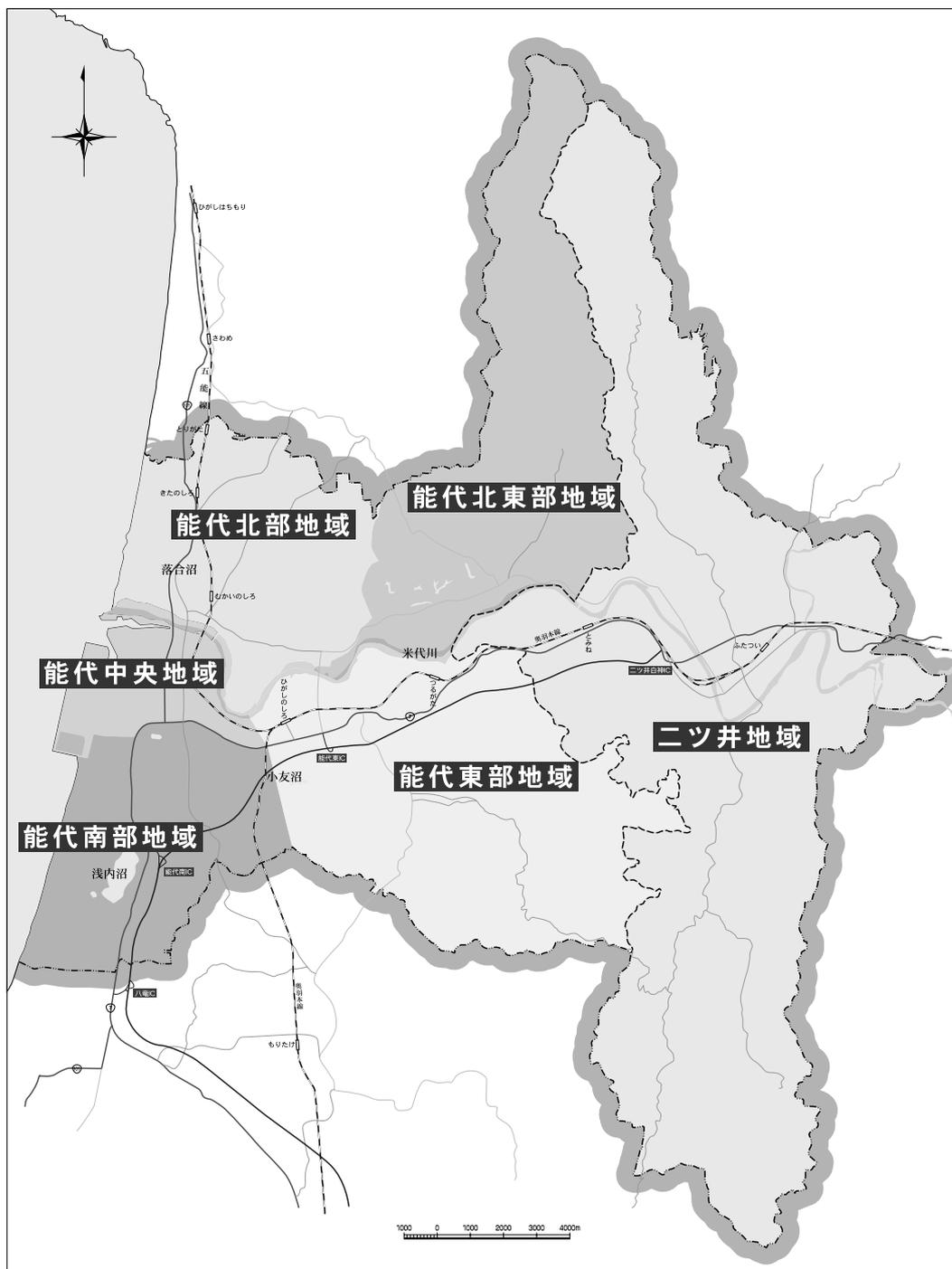
- (注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
 2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区であり、平成19年の面積は、平成17年の「国勢調査」における面積である。
 3 その他において、市土面積の増加がある。

(2) 地域別の概要

① 地域区分

地域区分は、地理的条件、歴史的経緯等を考慮して、次の6区分とする。

能代中央地域、能代北部地域、能代北東部地域、能代東部地域、能代南部地域、
ニツ井地域



② 地域区分ごとの概要

地域区分ごとの概要は次のとおりである。

ア 能代中央地域

本地域は、市の中心地域として、住宅が密集しているほか、行政機能や商業、文化・交流機能が集積し、都市的土地利用が進んでいる地域である。

米代川に面した北側の一画は、能代河畔公園として整備され、また、臨海部においては能代火力発電所と能代港、そして、風の松原が南北に広がっている。

今後とも、公共公益施設や商業施設の確保、市営住宅建替、居住環境の整備促進等により居住人口の確保に努めるほか、整備された都市基盤を活かしながら、交流人口の増加を図り、効果的な土地利用を進める。

臨海部においては、自然との調和を保ちながら、重要港湾能代港（リサイクルポート）を海の玄関口として多面的に利活用できるよう、港湾機能の充実や強化に努めるとともに、臨海工業用地の有効活用を図る。

本地域において、宅地については、住宅地、工業用地及びその他の宅地の増加により約18ha増加する。また、能代火力発電所灰捨て場の埋め立てにより約52haの新たな市土が生じる。

イ 能代北部地域

本地域は、米代川河口の北部に位置する地域で、海岸側には風の松原、東側から北側にかけては平地の田畑農地と台地の開拓農地が広がっている。また、河口海岸付近には、スポーツレクリエーション施設の集積が図られている。能代中央地域に隣接する南西部は、計画的に住宅地として整備を進めているが、多くの未利用地がある。

農用地については、東部から北部に広がる広大な面積を活かし、農産物の産地化を担う生産性の高い農地として有効利用を図る。

本地域において、道路については、国道101号バイパス整備等により約7ha、宅地については、住宅地やその他の宅地の増加により約5ha増加する。

ウ 能代北東部地域

本地域は、市の北東部に位置する地域である。広大な農地と、世界自然遺産白神山地へ連なる広大な森林を有し、山間部には市民の憩いの広場としてレクリエーション施設が整備されている。

自然環境の保全を図るとともに、農地整備を促進し、効率的な農地利用を図る。森林地域については、その多面的な機能が発揮できるように林道の維持・整備を図るとともに、自然とのふれあいの場としての利活用に努める。

本地域において、道路については、林道の整備等により約3ha増加する。

エ 能代東部地域

本地域は、大半は丘陵で多くの森林資源に恵まれており、稲作を中心とする農用地が広がっている。JR奥羽本線の東能代駅を中心として住宅地が広がり、米代川に面した一画は約94haの工業団地が造成され、分譲地の半分に工場が立地している。また、老人福祉総合エリアには、特別養護老人ホームや病院等が整備されている。さらに、多数の重要な史跡があり、郷土の歴史を感じられる地域となっている。

平成18年7月には日本海沿岸東北自動車道が能代東 I Cまで供用開始され、I C周辺には行政機関等が立地している。能代東 I C付近の土地利用については、立地特性や交通基盤を最大限活用しながら、地域全体の発展につながる土地利用をめざす。

また、渡り鳥が飛来する小友沼があり、農業用ため池としての機能維持とともに、自然環境と生態系の維持、保全を図る。

中山間地域の農用地や森林については、それぞれの果たす多面的な機能が活かされるよう維持、保全を図る。

本地域において、水面・河川・水路については、米代川復旧緊急対策事業等により約2ha、道路については、日本海沿岸東北自動車道等一般道路や林道の整備により約48ha、宅地については、能代工業団地への工場立地や住宅地及びその他の宅地の増加により約34ha増加する。

オ 能代南部地域

本地域は、平地の連なる稲作中心の農用地が広がり、ネギを中心に畑作も盛んに行われている。海岸側には風の松原が広がっており、南側には広い水面を有する浅内沼がある。

また、沿岸部には木材工業団地（内陸部）をはじめとする工業用地や研究機関の実験場が点在し、風力発電施設や広大な鉱さい堆積場の跡地がある。

能代南 I C周辺や国道7号沿線には工場、店舗等が立地している。

農用地については、農産物の産地化をめざして有効利用を図る。沿岸部の森林については、保安林がほとんどであり、その機能が十分発揮できるよう保全に努める。また、鉱さい堆積場の跡地については、利活用の促進を図る。

本地域において、宅地については、住宅地及びその他の宅地の増加により約3ha増加する。

カ ニツ井地域

本地域は、市の東側に位置し、中心部を取り囲む農用地と山林が、地域の多くの面積を占めている。

中心部では米代川とＪＲ奥羽本線に挟まれた地域に住宅が密集しており、公共施設や商業施設が立地し、都市機能が集積されている。

中心部の東側は原生林の七座山やきみまち阪立自然公園等豊かで優れた自然資源を有している。北側には、世界自然遺産白神山地に連なるブナ原生林、南側には仁鮎水沢スギ植物群落保護林等を有し、豊かな森林地域となっている。西側は基盤整備された稲作中心の農用地が広がっている。

平成19年8月には日本海沿岸東北自動車道がニツ井白神ＩＣまで供用開始され、交通の利便性が向上したことから、これを活用して観光産業等の振興を図る。

農用地については、基盤整備された農地を有効に活用するとともに、中山間地域においては、農用地の多面的な機能が果たせるよう、維持管理に努める。

森林地域については、林業や関連産業の振興により森林資源の有効活用を図るとともに、森林の多様な機能が発揮できるよう林道の維持・整備等に努める。

本地域において、水面・河川・水路については、米代川復旧緊急対策事業等により約11ha、道路については、19年に供用開始された日本海沿岸東北自動車道も含めて一般道路や農道及び林道の整備により約57ha増加する。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるように努める。このため、各種規制措置や誘導措置等を通じて総合的な対応を図る。

(2) 土地利用に関する法律等の適切な運用

土地基本法、国土利用計画法及び関連する土地利用関係法の適切な運用はもとより、本計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

(3) 地域整備施策の推進

地域経済の活性化やにぎわい創出等市の発展を図るため、地域特性に応じた経済・産業基盤や都市基盤の整備促進を図る。道路等の生活関連施設の整備により、それぞれの地域の機能、役割の有効利用や補完連携を図り、市全体としての一体性を確保しながら、計画的に、効果的かつ機能的な土地利用を推進する。

(4) 市土の保全と安全性の確保

- ① 市土の保全と安全性の確保のため、治水施設等の整備を促進するとともに、災害等に対応できる適正な土地利用を図る。
- ② 森林の持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、地域特性に応じて、森林資源の充実と森林の健全性の確保、保安林と治山施設の整備促進等、適切な森林管理の促進を図る。

また、路網や機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等に努めるとともに、森林管理への市民の理解と参加、山村地域における生活環境の向上等森林管理のための基礎条件の整備、促進を図る。
- ③ 住宅街や集落においては、災害に配慮した土地利用への誘導を図るとともに、消防・防災施設の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの耐震化、災害時の情報伝達システムの構築と危険地域の情報の周知等の対策を推進する。

(5) 環境の保全と美しい市土の形成

- ① 地球環境保全に向けた取組を積極的に推進するため、風力、太陽光、バイオマス等の地域特性に合わせた新エネルギーの導入促進、資源リサイクル、地産地消、効率的な交通システム等環境負荷の低減に向けた土地利用を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市空間等における緑の適切な保全・整備を図る。
- ② 循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制と再利用、再生利用を推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理について、広域的・総合的に対応するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。あわせて、廃棄物の不法投棄等の不適切処理の防止に努める。
- ③ 生活環境を保全するため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用を図るとともに、必要に応じて緑地帯等の設置を促進する。
- ④ 優れた自然や学術的・歴史的に貴重な地域については、長期的視点から、開発行為等の規制を行い、その維持保全に努める。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や地域住民を含む多様な主体の参画による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。
- ⑤ 農用地や森林の適切な維持管理、水辺地等の保全による河川、沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、健全な水循環と水資源の確保を図る。
また、生活排水、工場・事業所排水の処理水準の向上及び環境保全型農業の実践等、水質保全や自然環境の保全に配慮した土地利用を進める。
- ⑥ 海岸浸食対策や港湾機能の維持向上を促進するとともに、海岸線に広がる美しい砂防林の維持保全を図る。また、土砂採取にあたっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切な管理を図る。
- ⑦ 地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、市街地等における良好な街並み景観や緑地、水辺景観の保全・創出、農山村地域における田園風景や里山の景観保全等、美しくゆとりある景観の維持・形成を促進する。
また、埋蔵する文化財や名勝、史跡等については、後世に伝えるべき先人の遺産として、周辺地域を含めた保全に努める。
- ⑧ 良好な環境を確保するため、公共事業の計画段階等において環境保全上の配慮を行うとともに、法令等に基づく環境影響評価の実施等により土地利用の適正化を図る。

(6) 土地利用転換の適正化

- ① 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性や影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、市の発展に対する効果、周辺の土地利用の状況その他の自然的、社会的条件を勘案しながら、適正に行う。

都市的土地利用については、市街地等の低未利用地を有効利用し、農山村地域の自然的土地利用の転換を抑制することを基本としつつ、地域特性を活用することによって、市の発展に寄与することが期待できる場合には柔軟な土地利用を進める。

- ② 市街地等の農用地については、その地域特性に応じて、都市的土地利用も含めて活用を図る。農山村地域の農用地については、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転換を抑制する。特に、農業生産力が高く相当規模以上の面的な広がりのある農用地の保全を図る。

- ③ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と、林業経営の安定に留意しながら、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健等の森林の有する多面的機能や地域景観等に与える影響を踏まえ、周辺の土地利用との調整を図る。

- ④ 原野の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮しながら、周辺の土地利用との調整を図る。

- ⑤ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図る。

また、地域特性や地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応とともに、関係法令等の適正な運用を基本に総合的な調整を図る。

- ⑥ 農山村地域の農地と宅地が混在する地域での土地利用転換については、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

① 農用地

農地については、農業の有する多面的機能の維持増進に配慮しながら、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農地流動化による担い手への集積を促進する。中山間地域の農地については、地形勾配等の立地条件に応じたほ場整備等、土地の有効利用を図る。また、採草放牧地については、既存用地の有効利用を図る。

耕作放棄地については、農業生産力の維持強化と環境保全の観点から、その解消と発生防止を図るための措置を講ずる。

② 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、森林の整備・保全を計画的に推進するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、美しい景観の形成や保健休養、文化、教育の場として森林の空間利用を図る。さらに、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

③ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意しながら、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

④ 道路

道路については、歩道のバリアフリー化や緑化等により、良好でゆとりある道路景観の形成を図る。

⑤ 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進し、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図るとともに、無秩序な拡大や拡散を防止し、新たな宅地需要にあっては、低未利用地の活用を優先する。さらに、既存の住宅ストックの適切な維持管理や計画的な更新等による住宅ストックの継承、既存住宅の流通促進等を通じて持続的な利用を図る。

⑥ 工業用地

工業用地については、既存の工業団地の有効活用を図る。さらに、高度情報通信基盤の整備を促進するとともに、地域特性を活かした企業立地や産業創出に必要な工業用地の確保を図る。

⑦ その他

以上のほか、市街地等の中心部における商業の活性化とにぎわい創出を図るため、商店街のアメニティ機能の整備等を推進する。

また、市土全体を効果的、効率的に活用し、良好な市民生活を確保するため、各地域がその特性や機能を十分発揮しながら、土地利用のうえで相互に補完しあえるよう、特に市街地等と農山村地域とを結ぶ道路交通基盤の整備を図り、相互機能の増強を促進する。

(8) 多様な主体の参画・連携

土地所有者以外の者が、土地の管理や保全活動に参加することにより、市土の管理水準の向上等直接的な効果だけでなく、地域間交流や土地所有者の管理に対する関心の喚起等間接的な効果も期待される。

このため、国や県、市による公的な役割、土地所有者等による適切な管理に加え、森林ボランティア等による保全・植林活動や農業体験、農業水利施設の維持等への参加、地産地消運動の展開による地場流通の促進、緑化活動に対する募金等、所有者、地域住民、行政、他地域に居住する住民等多様な主体が様々な方法により、直接的に又は間接的に市土の質的向上を図る取組を推進する。

(9) 土地に関する調査の推進及び計画の点検

市土の効果的な利用を推進するため、国や県、市等が実施する土地に関する基礎的な調査について、結果の収集、分析を行い、市の施策に反映させる。

本計画の推進等にあたっては、具体的な施策展開を担う他の関係計画等との調整、連携を図り、その実施状況を見ながら効果的な土地利用を推進するとともに、市土利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、必要に応じて計画の総合的な点検を行う。

能代市国土利用計画

発 行 能代市

平成21年12月

編 集 能代市企画部総合政策課

〒016-8501 能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2142

FAX 0185-89-1762

<http://www.city.noshiro.akita.jp>